

令和元年度 第2回 遊佐町総合教育会議

日 時 令和2年2月25日(火)
午後3時30分～
場 所 遊佐町防災センター
2階会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 遊佐町立小学校新校開校準備委員会の件について

(2) 遊佐高校支援の県外募集の件について

(3) 令和2年度教育委員会重点事業について
・学校指導係 ・総務学事係 ・社会教育係 ・文化係

(4) そ の 他

4. 閉 会

遊佐町総合教育会議 名簿

構成員

時田 博機	町長
那須 栄一	教育長
渡邊 宗谷	教育委員 ・ 第一教育長職務代理者
石川 茂稔	教育委員 ・ 第二教育長職務代理者
石山 幸子	教育委員
齊藤 敦子	教育委員

説明調整員

堀 修	総務課長
高橋 務	企画課長

事務局

高橋 善之	教育課長
阿部 秀雄	教育課長補佐兼文化係長
後藤 夕貴	教育課長補佐兼社会教育係長
鳥海 広行	教育課長補佐兼総務学事係長
佐藤 健太郎	教育課 学校指導係長兼指導主事

【根拠条文】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

- 2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

「遊佐町立小学校新校開校準備委員会」設置までの経過について

- H30. 2. 15 遊佐町教育委員会において、「遊佐町立小学校の適正整備について」に関して、遊佐町立学校適正整備審議会に諮問する。
- ・遊佐町立学校適正整備審議会において、1年余りの間に11回の審議会を開催し、その間、町民への説明会や保護者を対象にしたアンケート調査を2回実施する。
- H31. 3. 6 遊佐町立学校適正整備審議会において、最終答申を遊佐町教育長に提出する。
- H31. 4. 12 遊佐町教育委員会会議において、ほぼ最終答申を踏まえた内容で「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」を議決する。
- ・この基本方針について、町広報への折り込みチラシや町ホームページ等で公表する。また、遊佐町生涯学習センターでの町民説明会の開催及びパブリックコメントを実施する。
 - ・この基本方針に則り「遊佐町立小学校新校開校準備委員会」の設置について準備を進める。
- R元. 7. 19 「遊佐町立小学校新校開校準備委員会」の第1回理事会を開催する。
- R元. 8. 8 「遊佐町立小学校新校開校準備委員会」の第1回総会及び3つの部会である総務部会、PTA部会、学校部会を開催して、2023（令和5）年4月1日の統合新小学校の開校に向けて、具体的に協議を始める。

遊佐町立小学校新校開校準備委員会 理事・委員 名簿

2020年1月10日現在

番号	団体等	理事	委員	委員	委員	備考
1	蕨岡まちづくり協会	村井 仁	高橋 智	—	—	
2	遊佐地域づくり協議会	佐藤 憲三	佐藤 裕士	—	—	
3	稲川まちづくり協会	土門 勝子	高橋 良作	—	—	
4	西游佐地区まちづくりの会	伊藤 新一	工藤 久美子	—	—	
5	高瀬まちづくりの会	佐藤 源市	佐藤 正喜	—	—	
6	吹浦地区まちづくり協議会	佐藤 勇司	高橋 克典	—	—	
7	蕨岡小学校PTA	松本 猛	大場 愛	高橋 ちはる	佐藤 慶	
8	遊佐小学校PTA	◎齋藤 裕樹	那須 俊祐	高橋 智彦	菅原 朱美	
9	藤崎小学校PTA	○佐藤 修	土門 堅	大場 さつき	綱淵 文枝	
10	高瀬小学校PTA	常田 俊哉	松宮 竜也	後藤 和幸	高橋 朋子	
11	吹浦小学校PTA	高橋 太一	栄田 香	乙坂 真也	小野 純子	
12	蕨岡小学校	松本 三也	浅沼 敏行	富樫 郁子	—	
13	遊佐小学校	伊藤 順一	門崎 由紀	松本 晃	—	
14	藤崎小学校	村上 秀夫	梶原 勝	池田 博之	—	
15	高瀬小学校	菅原 覚	志田 雅彦	阿部 積	—	
16	吹浦小学校	高橋 共之	高橋 千尋	菊池 美保	—	
17	認定こども園杉の子幼稚園	佐藤 裕也	小松 美穂	—	—	
18	遊佐保育園	丸山 貴政	齋藤 凌	—	—	
19	藤崎保育園	佐藤 昭信	佐々木 友香	—	—	
20	吹浦保育園	富樫 義勝	高橋 祐紀	—	—	

21	識見を有する者	阿部 勝志	—	—	—	
22	識見を有する者	遠田 裕子	—	—	—	
23	識見を有する者	池田 与四也	—	—	—	

(◎: 会長、○副会長)

(教育委員会 事務局)

番号	所属	氏名	役職	備考
1	遊佐町教育委員会	那須 栄一	教育長	
2	遊佐町教育委員会 教育課	高橋 善之	課長	
3	遊佐町教育委員会 教育課	鳥海 広行	課長補佐兼総務学事係長	
4	遊佐町教育委員会 教育課	佐藤 健太郎	学校指導係長兼指導主事	
5	遊佐町教育委員会 教育課	高橋 和則	総務学事係 主任	
6	遊佐町教育委員会 教育課	高橋 克幸	総務学事係 主任	
7	遊佐町教育委員会 教育課	佐藤 千嘉	総務学事係 主事	

遊佐町立小学校新校開校準備委員会の部会

部会名	構成員	事務局
<p>総務部会</p> <p>(部会長:佐藤憲三) (副部会長:松本猛)</p> <p>部会員:19人</p>	<p>①地区まちづくり協議団体(6名) 蕨岡地区(高橋 智)、遊佐地区(佐藤 憲三) 稲川地区(土門 勝子)、西遊佐地区(伊藤 新一) 高瀬地区(佐藤 源市)、吹浦地区(佐藤 勇司)</p> <p>②小学校PTA(5名) 蕨岡小(松本 猛)、遊佐小(齋藤 裕樹) 藤崎小(土門 堅)、高瀬小(松宮 竜也) 吹浦小(乙坂 真也)</p> <p>③小学校教職員(5名) 蕨岡小(松本 三也)、遊佐小(伊藤 順一) 藤崎小(池田 博之)、高瀬小(志田 雅彦) 吹浦小(菊池 美保)</p> <p>④認定こども園保護者会及び保育園保護者会(2名) 杉の子(佐藤 裕也)、遊佐保(丸山 貴政)</p> <p>◇識見を有する者(2名以内) (池田 与四也)</p>	<p>高橋 善之 (課長)</p> <p>鳥海 広行 (課長補佐兼係長)</p>
<p>PTA部会</p> <p>(部会長:高橋太一) (副部会長:村上秀夫)</p> <p>部会員:19人</p>	<p>②小学校PTA(10名) 蕨岡小(大場 愛)、(佐藤 慶) 遊佐小(那須 俊祐)、(菅原 朱美) 藤崎小(大場 さつき)、(綱淵 文枝) 高瀬小(後藤 和幸)、(高橋 朋子) 吹浦小(高橋 太一)、(小野 純子)</p> <p>③小学校教職員(5名) 蕨岡小(浅沼 敏行)、遊佐小(門崎 由紀) 藤崎小(村上 秀夫)、高瀬小(阿部 積) 吹浦小(高橋 共之)</p> <p>④認定こども園保護者会及び保育園保護者会(4名) 杉の子(小松 美穂)、遊佐保(齋藤 凌) 藤崎保(佐藤 昭信)、吹浦保(富樫 義勝)</p>	<p>高橋 和則 (主任)</p> <p>佐藤 千嘉 (主事)</p>
<p>学校部会</p> <p>(部会長:菅原覚) (副部会長:佐藤裕士)</p> <p>部会員:20人</p>	<p>①地区まちづくり協議団体(6名) 蕨岡地区(村井 仁)、遊佐地区(佐藤 裕士) 稲川地区(高橋 良作)、西遊佐地区(工藤 久美子) 高瀬地区(佐藤 正喜)、吹浦地区(高橋 克典)</p> <p>②小学校PTA(5名) 蕨岡小(高橋 ちはる)、遊佐小(高橋 智彦) 藤崎小(佐藤 修)、高瀬小(常田 俊哉) 吹浦小(栄田 香)</p> <p>③小学校教職員(5名) 蕨岡小(富樫 郁子)、遊佐小(松本 晃) 藤崎小(梶原 勝)、高瀬小(菅原 覚) 吹浦小(高橋 千尋)</p> <p>④認定こども園保護者会及び保育園保護者会(2名) 藤崎保(佐々木 友香)、吹浦保(高橋 祐紀)</p> <p>◇識見を有する者(2名以内) (阿部 勝志)、(遠田 裕子)</p>	<p>佐藤 健太郎 (係長兼指導主事)</p> <p>高橋 克幸 (主任)</p>

遊佐町立小学校新校開校準備委員会設置規則

令和元年6月18日
教育委員会規則第1号

(設置)

第1条 遊佐町立小学校5校の統合に伴う新校開校を円滑に進めるため、遊佐町立小学校新校開校準備委員会（以下「開校準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 開校準備委員会は、次に掲げる事項を協議し、遊佐町教育委員会に報告するものとする。

- (1) 校名、校歌、校章、校旗等に関する事
- (2) 校舎、駐車場、スクールバス等の整備に関する事
- (3) 通学路、体育着に関する事
- (4) 見守り隊、放課後の居場所確保等に関する事
- (5) 教育課程に関する事
- (6) PTAの組織運営に関する事
- (7) 教育後援会・同窓会等支援組織の運営に関する事
- (8) その他会長が必要と認める事項に関する事

(理事及び委員)

第3条 開校準備委員会は、町内の地区、小学校、認定こども園及び保育園の次に掲げる団体等から推薦された者により組織する。

- (1) 地区まちづくり協議団体（各6地区、理事1名、委員1名） 12名
 - (2) 小学校PTA（各5校、理事1名、委員3名） 20名
 - (3) 小学校教職員（各5校、理事1名、委員2名） 15名
 - (4) 認定こども園保護者会及び保育園保護者会
（各4園、理事1名、委員1名） 8名
2. 前項に定める外、識見を有する者として教育長が推薦した3名以内を理事として加えるものとする。

(任期)

第4条 理事及び委員の任期は、開校の準備が完了するまでとする。

2. 前条の団体等においてその構成員の異動等により理事又は委員に欠員が生じた場合は、改めて当該団体等から推薦された者をもって補充するものとする。
3. 前項により推薦された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 準備委員会に会長1名、副会長1名を置く。

2. 会長及び副会長は、理事会において互選により定める。
3. 会長は、会務を総理し、開校準備委員会を代表する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 開校準備委員会の会議は、総会及び理事会とし、会長が召集し、その議長となる。
- 2 総会は、理事及び委員をもって開催し、理事会の決議事項の報告を受け、共通理解を図るものとする。
 - 3 理事会は、理事の過半数以上の出席をもって開催し、第2条の所掌事務を決定するものとする。
 - 4 理事会の決議事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 会長が必要と認めたときは、理事及び委員以外の者を会議に出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 開校準備委員会に部会を置き、次の事項を所掌するものとする。

部会名	所掌する事項	構成員
総務部会	第2条のうち第1号、第2号、第4号及び第7号	第3条第1項第1号 6名 第3条第1項第2号 5名 第3条第1項第3号 5名 第3条第1項第4号 2名 第3条第2項 2名以内
PTA部会	第2条のうち第3号及び第6号	第3条第1項第2号 10名 第3条第1項第3号 5名 第3条第1項第4号 4名
学校部会	第2条のうち第5号	第3条第1項第1号 6名 第3条第1項第2号 5名 第3条第1項第3号 5名 第3条第1項第4号 2名 第3条第2項 2名以内

- 2 部会には部会長及び副部会長を置き、当該部会の構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が召集し、その議長となる。
- 6 部会長は、協議結果を理事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 開校準備委員会の庶務は、教育課総務学事係において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるものの外、開校準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(総務部会) の内容、方針等 (部長:佐藤憲三、副部長:松本猛)

項 目	検討内容	今後の方針
<p>校舎・教室について (第2回～4回総務部会)</p>	<p>①普通教室の増設 教室数が普通教室で5教室足りないため、現在の普通教室や特別教室等を仕切ることを含め検討したが、難しいとが判明した。外側への増築について検討。 外側への増築であるプラスチックルーム物件について、業者からカタログ等の情報を収集して検討。 (プラスチックルーム…2階建て・6教室・2トイレ、寒冷地仕様、耐震構造、エアコン、黒板、工期:6カ月、建築費:2億円程)</p> <p>●プラスチックルームを建設する場所の地盤調査も検討。</p> <p>●現在の校舎とプラスチックルームを接続できるかについて、庄内総合支庁の建築課と業者に確認。 渡り廊下(1階建て=6m以上、2階建て=10m以上)と防火扉があり、耐火基準、内装、通行・運搬状況等が基準を満たしていれば接続できるとのこと。</p> <p>●プラスチックルームの視察 令和元年12月25日に、総務部会員5人、事務局3人の計8人で、山形市立みはらしの丘小学校をのプラスチックルームを視察した。</p> <p>②給食調理室の拡張 給食調理室の拡張について検討。 ●外側に拡張することは難しいので、内側(廊下側)に拡張すべきか。</p> <p>③昇降口の整備 昇降口に、靴箱、コート類、雨傘を置く場所を確保できるのか検討。</p>	<p>プラスチックルームについて早い段階で結論を出す。 ・設計等の段階で、庄内総合支庁の建築課に相談しに行く。</p> <p>調理師の方々からの意見も聞いて、設計を検討していく。</p> <p>靴箱は、現在1人3足置く場所が確保されているが、空きスペースを改造すれば、同様の靴箱が必要人数分確保できるし、雨傘を置く場所も確保できる。コート類は、現在は教室の近くに置くことになっているので、その置く所を増やす必要がある。</p>

(総務部会) の内容、方針等 (部長:佐藤憲三、副部長:松本猛)

項 目	検討内容	今後の方針
<p>駐車場について (第2回～4回総務部会)</p>	<p>④駐車場の確保 駐車場の確保について、小学校周辺に用地を求めることについて検討し、小学校近くの田んぼを4000㎡ほど用地買収したと仮定して車の台数を試算したところ、150台程確保でき、既存の駐車場71台分と合わせて、計221台分確保できる。 現在の小学校の児童数における世帯割合から試算した駐車場の最大必要台数が、先生方の駐車場の最大43台分を含めて、405台分とみた。 221台/405台＝54.6%の駐車場は確保できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、バスがターンをしている区画には、プラスルームの建設を検討している。 ● 用地の確保について、田んぼの場合、農業振興地域の除外申請と農地転用等の手続きの必要があるが、最低でも6カ月程かかること。 	<p>用地の場所及び必要面積を決定し、用地交渉等を検討していく。</p> <p>用地の確保が決まったら、農業振興地域の除外申請と農地転用等の手続きについて、役場の産業課 農業振興係と相談しながら取り組んでいく。</p>
	<p>⑤スクールバスの駐車場 小学校統合後のスクールバスについて、小学生と中学生の混乗ということで乗車人数を試算したところ、中型バス3台程が不足するため、それを確保する必要がある。</p>	<p>現在の遊佐中学校脇のバス事務室の前の舗装されていないところにもバスを置いているが、そのところを舗装すれば、もう3台分は確保できそうである。</p>

(総務部会) の内容、方針等 (部長:佐藤憲三、副部長:松本猛)

項 目	検討内容	今後の方針
校名について (第2回～4回総務部会)	⑥校名の募集 校名を募集すべきかについて検討し、募集することで、小学校の統合について、まだ知らない人への周知にもなるので、募集することには賛成多数であった。 ●(A案)全くの白紙から募集する方法と(B案)いくつか案を示してその他も含めて募集する方法の2つがある。(A案)の賛成者が4人、(B案)の賛成者が11人であった。	公募の方向で進め、募集要項(案)、選考基準(案)を作り、協議する。
校章について (第2回～4回総務部会)	⑦校章の募集 各小中学校の校章について確認した。遊佐中学校や藤崎小学校は、それぞれその当時の先生が考えたが、今回の校章については、チヨウカイフスマを入れることを前提に募集することとした。	募集要項(案)を作り、協議する。
校歌について (第2回～4回総務部会)	⑧校歌の依頼 各小中学校の校歌について確認した。誰かプロの方にお問い合わせすることとなった。	何人か候補者をあげて検討する。

(総務部会) の内容、方針等 (部長: 佐藤憲三、副部長: 松本猛)

項 目	検討内容	今後の方針
スクールカラーについて (第4回総務部会)	⑨スクールカラー PTA部会から、スクールカラーが決まらなとと体操着の色 が決められないという意見があった。 ●スクールカラーをどのように決めるか。	できるだけ早い時期に総務部会で検討し、理事会で決め る。
旧校舎の利活用について (第4回総務部会)	⑩旧校舎の利活用 町当局からも早くこちらに意見を出してもらいたいという要 望はある。 ●企画課で早く検討委員会をやるべきなのではないか。	校舎跡地利活用検討委員会を立ち上げることなどを、企画 課に要請中である。

山形市立みはらしの丘小学校(プラスルーム)現地視察 【総務部会5人、事務局3人】



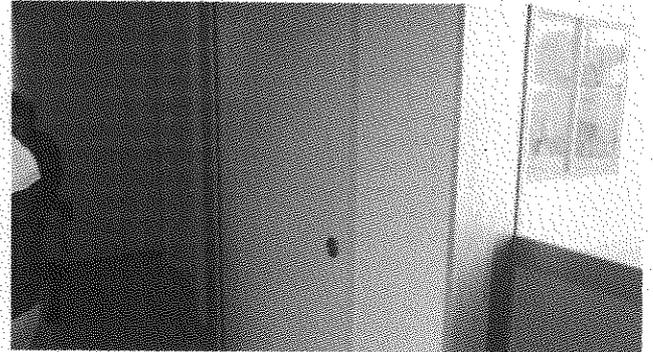
正面入口



プラスルーム外観



プラスルームへの渡り廊下



防火扉



階段



廊下



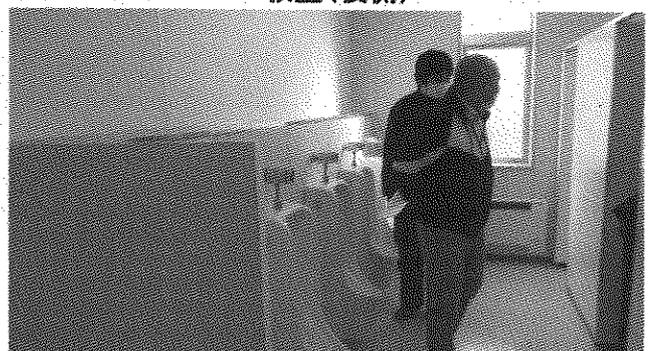
教室(前側)



教室(後側)



エアコン(天井)



トイレ

(PTA部会) の内容、方針等

(部会長：高橋太一、副部会長：村上秀夫)

項 目	検討内容	今後の方針
●通学路に関する事	各小PTAで独自にバス停留所や通学方法について、保護者からの意見を伺った。部会では本格的に話し合っていない。	<p>新小学校開校時点の児童・生徒数を現在のバスの保有台数ではまかないきれないため、新たにバスを購入したり、徒歩範囲を検討する必要がある。</p> <p>バス購入計画次第で以降の計画に影響を与えるため総務部会や、町の財政部門との調整が必要。</p> <p>小・中学生の、混乗・ルート変更など様々な状況をシミュレーションし、最も安全で合理的な方法を検討していく。</p>
●体育着に関する事	現在採用されている体育着を分析し、スタイルごとの特徴や、メリット・デメリットを考慮して、新体育着の大きかな仕様や、方向性を決定した。	<p>実際の体育着のサンプルを確認しながら、業者等の意見を伺い候補の品番を絞り込んでいく。</p> <p>校章とスクールカラーが最終的なデザインに影響することから、総務部会との連携が必要。</p>
●PTAの組織運営に関する事	各小学校のPTAに関する規約等の情報共有を図っている。体育着の決定を優先させるため、部会では本格的に検討していない。	各小学校PTAの事業や組織の洗い出しが必要。

(学校部会) の内容、方針等

(部長:菅原覚、 副部長:佐藤裕士)

項 目	検討内容	今後の方針
部会資料の開示について	各委員が町民から意見を吸い上げるためには、詳しく説明する必要があり、部会資料をどこまで開示してもよいか検討する必要がある。	基本的に学校部会で委員に配布された資料は開示する。ただし、協議の上、開示しない方がよいとなった資料については、例外的に開示しない。
行事等の整理の仕方について	行事等の整理の仕方を共通化するために分類方法を検討する必要がある。	4つに分類し、各校の行事等を一覧にして検討していく。 ①学校が主体となって地域が協力するもの ②地域が主体となって学校が協力するもの ③町が主体となって学校が協力するもの ④その他 また、学校共通の「地区運動会」と「学習発表会と地区文化祭の関わり」については、町校長会とまちづくり協議会に調整を依頼することとする。
第1～3回学校部会の内容や意見等について	※別資料を参照ください。	

第1～3回の「学校部会」の内容

第1回【令和元年8月8日】

- (1) 部会長（菅原覚氏）、副部会長（佐藤裕士氏）の決定
- (2) 学校部会の役割の確認「教育課程に絞った検討、具体化、決定（令和4年度末まで）」
- (3) 意見等
 - 地域連携部分の課題がわかる資料が必要
 - 第2回学校部会の際に「学校部会において協議が必要と思われる内容（主に地域行事と学校行事）」を各委員から集約し、意見交換を行った。
 - 近隣市町村の統合した時の資料が必要
 - 第2回学校部会の際に、酒田市立松山小学校の学区改編だよりを参考にした。
 - 教育課程についての研修が必要
 - 第3回学校部会の際に、教育課程に関する研修を実施した。

第2回【令和元年9月26日】

- (1) 「学校部会において協議が必要と思われる内容（主に地域行事と学校行事）」を各委員から集約し、その資料に基づいて意見交換
 - 行事等の整理の仕方を共通化することが必要
 - 第3回学校部会の際に、行事等の整理の仕方について検討した。
 - 何が教育課程に含まれるかが分かる資料が必要
 - 第3回学校部会の際に、各校の総合的な学習の時間の計画と年間教育計画を配布し、参考とした。
 - 部会資料の開示について検討が必要
 - 第3回学校部会の際に、基本的に学校部会で委員に配布された資料は開示することを決めた。
- (2) グループ協議
 - 統合した学校の教育で大事にしたいことや教育課程に組み入れたい行事等の優先順位について2グループに分かれて話し合い、意見交換を行った。

第3回【令和元年11月6日】

- (1) 検討事項等
 - 行事等の整理の仕方について
 - 各校毎の行事を ①学校が主体となって地域が協力するもの ②地域が主体となって学校が協力するもの ③町が主体となって学校が協力するもの ④その他 の4つに分類し、第4回学校部会までに地域と学校が話し合った上で各校の行事等を一覧にする。

→学校共通の「地区運動会」と「学習発表会と地区文化祭の関わり」については、町校長会と各まちづくり協議会に調整を依頼することとした。

○部会資料の開示について検討が必要

→基本的に学校部会で委員に配布された資料は開示することを決めた。ただし、協議の上、開示しない方がよいとなったものは、例外的に開示しない。

(2) 教育課程に関する研修

→教育課程の基本的なことについて事務局から説明し、質疑応答を行った。

(3) 意見等

○他の部会の進捗状況やまとめが必要

○町民向けに周知が必要（お便りや会議の公開）

※第4回は令和2年1月14日に開催予定

課題や今後の検討事項について

○地域の伝統文化等を守りたいという思いほどの地域も同じだが、今まで各校で行ってきたことをすべて取り入れることは難しい。優先順位を考えた上で学校の教育課程に組み入れていくことが必要になるが、時間をかけてしっかりと話し合う必要がある。また、何らかの形で地域に子ども達の声が響くような工夫をしていく必要がある。

○子どもたちが学ぶフィールドが遊佐町全体として広がることは利点（他地区の文化を知るチャンス）である。地域の先生との関わりが薄くならないように考えていきたいが、実際は難しい。

○各校で共通するような行事は新校でも引き継ぎ可能だが、地域独自のものをどうしていくか検討することが重要になってくる。

○町にとって大事な行事については残すことが前提の行事もある。その中で、学校の教育課程に無理に入れなくても地域の方々でできるものと学校でしかできないものを区別していく必要がある。また、教育課程に含まれないものをどうしていくか考えていく必要がある。

新小学校の校名を募集します

「遊佐町立小学校新校開校準備委員会」（以下「開校準備委員会」）では、2023年（令和5年）4月1日からの町内5小学校の統合新小学校（場所は現在の遊佐小学校）の開校に向けて協議しておりますが、このたび、新小学校にふさわしい校名を選考するため、その名称を募集することとなりました。

下記のとおり募集いたしますので、ぜひご応募ください。

1. 募集期間

募集期間は、令和2年2月14日（金）から令和2年3月10日（火）まで（必着）

2. 募集条件

- (1) 遊佐町の統合新小学校にふさわしい校名とします。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問いません。
- (3) 「開校準備委員会」からの候補校名を参考とすることも可能です。

3. 「開校準備委員会」からの候補校名

- (1) 遊佐町立（ 新生遊佐 ）小学校（読み方：しんせいゆざ）
- (2) 遊佐町立（ 遊佐 ）小学校（読み方： ゆざ ）
- (3) 遊佐町立（ ゆざ ）小学校（読み方： ゆざ ）
- (4) 遊佐町立（ 湧水の里 ）小学校（読み方：ゆうすいのさと）
- (5) 遊佐町立（ 遊佐鳥海 ）小学校（読み方：ゆざちょうかい）

4. 応募資格

応募資格は、遊佐町に住所を有する人としてします。

5. 募集方法

- (1) 所定の校名応募用紙を使用し、1人につき1校名とします。
- (2) 校名応募用紙は、次の①～⑤の事項について記入し、すべての事項について記入していないものは無効とします。

①新小学校の校名「遊佐町立（ ）小学校」とその読み方

②その校名を付けた理由

③氏名

④住所（児童・生徒の場合は、「学校名」を記入）

⑤年齢（児童・生徒の場合は、「学年」を記入）

- (3) 応募は、持参、ファックス、電子メールまたは郵送でお願いいたします。

6. 校名応募用紙

- (1) 校名応募用紙は遊佐町ホームページに掲載するほか、役場教育課、町民課受付および各地区まちづくりセンターに備え置きます。
- (2) 認定こども園及び保育園の園児、各小中学校の児童・生徒には、園・学校を通じて校名

応募用紙を配布いたしますので、保護者等と相談しながら応募してください。

7. 選考方法

- (1) 「開校準備委員会」において候補校名1点を選定し、遊佐町教育委員会へ報告します。
- (2) 応募多数の名称が選定されるとは限りません。

8. 校名の発表

校名の発表等は、町議会の議決を経た後、すみやかに町の広報紙およびホームページに掲載します。

9. 著作権等

- (1) 決定された名称に関する一切の権限は、遊佐町教育委員会に帰属するものとします。
- (2) 応募者の個人情報については、校名募集に関する以外には使用しないものとします。

10. 応募先および問い合わせ先

(「開校準備委員会」事務局)

〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴211 遊佐町教育委員会 教育課 総務学事係

電話番号 0234-72-5891 FAX番号 0234-72-3313 Eメール gakuji@town.yuza.lg.jp

遊佐町自然体験型留学生募集要項 (令和元年度募集、令和2年度入学者用)

遊佐町・遊佐町教育委員会

遊佐町は、遊佐町自然体験型留学支援制度実施要項（令和元年度募集、令和2年度入学者用）に基づき、遊佐町自然体験型留学生（以下「留学生」という。）を募集します。

1. 募集定員

若干名

2. 申し込み資格

次のすべてに該当する者とする。

- (1) 申込時において、来春に山形県外の中学校を卒業見込みの者
- (2) 山形県立遊佐高等学校への入学を希望する者
- (3) 山形県外から保護者等の親元を離れ、遊佐町内に居住しながら高校生活を送ることができる者

3. 申し込み方法

在学中学校長を通して、所定の申し込み書類を遊佐町教育委員会に郵送または持参する。

4. 申し込み期間

令和元年11月11日（月）午前9時 ～ 25日（月）午後5時（必着）

5. 申し込み書類

書式は、遊佐町HP (<http://www.town.yuza.yamagata.jp/>) の「来ちゃいなよ、遊佐高！」バナーからダウンロードする。自署欄以外はパソコン入力・作成も可。

(1) 遊佐町自然体験型留学生申込書

※在学中学校から申込（学業成績等証明書を同封）を行ってください。

(2) 学業成績等証明書

※1、2年次については指導要録記載の各教科5段階評定の評定値を記入する。

3年次については各教科5段階評価の評定とし、2期制の学校は前期末評定、

3期制の学校は1学期末の評定を記入する。

6. 選考方法

遊佐町が開催する留学生選考委員会において、「遊佐町自然体験型留学生申込書」および「学業成績証明書」の書類選考に加え、「面接等の結果」により選考を行う。

※面接は申込者に来町していただくため、申込者と日程調整のうえ実施します。

7. 合否連絡

(1) 令和元年12月中に、在学中学校長を通して通知する。

(2) 合格者は、遊佐高等学校の入学試験（山形県公立高等学校入学者選抜）を受験（受検）すること。

(3) 合格者の提出書類に記載内容の事実相違が認められたきは、合格を取り消すことがある。

8. 留学生決定

留学生の選考に合格し、かつ遊佐高等学校の入学試験に合格した者を留学生とする。

● 申し込み・お問い合わせは、遊佐町教育委員会（総務学事係）へ

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211

☎ : 0234-72-5891 FAX : 0234-72-3313

✉ : gakuji@town.yuza.lg.jp

山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの 志願者受入れを行う学校・学科について

平成 29 年 5 月 18 日
山形県教育委員会

1 県外からの志願者受入れを行う学校・学科

- (1) 学校・学科名 山形県立加茂水産高等学校 海洋技術科・海洋資源科
郵便番号・住所 〒997-1204 山形県鶴岡市加茂字大崩 5 9 5
電話番号 0235-33-3031
ホームページ <http://www.kamosuisan-h.ed.jp>

(学校の特色)

- ・県内唯一の学科(水産科)が設置され、SPH(スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール)の指定を受けており、「水族館学概論」など、特色ある学習を行っている。
- ・水産業をはじめ、食品加工やマリンスポーツなど、水産・海洋教育の範囲を広げ、幅広い教育を展開している。

- (2) 学校・学科名 山形県立遊佐高等学校 総合学科
郵便番号・住所 〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字堅田 2 1 - 1
電話番号 0234-72-3422
ホームページ <http://www.yuza-h.ed.jp>

(学校の特色)

- ・全国でも珍しい1学級規模での総合学科である。
- ・学校設定科目「デュアル実践」では地域と連携し、長期インターンシップを実践している。
- ・授業だけでなく、ボランティア活動や部活動、進路学習において地域との連携が図られている。

2 受入人員

入学定員に対して、山形県外からの志願者(以下、「県外志願者」という)の合格者の割合は特に定めないが、志願者数の合計(推薦入選による合格内定者を含む)が入学定員を超えた場合は、原則として次のように制限する。

- ① 山形県内からの志願者(以下、「県内志願者」という)の割合が定員の90パーセント以上の場合、県外志願者の合格者の割合を定員の10パーセント以内とする。

例) 県内志願者40名、県外志願者10名の場合
県外志願者の合格者は最大4名となる。

- ② 県内志願者の割合が定員の90パーセント未満の場合、県内志願者の不合格者の割合を定員の10パーセント以内とし、定員から県内志願者の合格者を差し引いた数を県外志願者の合格者の定員とする。

例) 県内志願者30名、県外志願者20名の場合
県内志願者の不合格者は4名以内となり、県内志願者の合格者は26名から30名、
県外志願者の合格者は10名から14名となる。

ルエンザ罹患者は別室で受験してもらっているが、(有識者らによる)改善検討委員会での入学者選抜の公平、公正の観点をベースにした

吉村和武委員(県政クラブ)は暖冬で懸念される事故その対策を聞いた。小池忠仁交通企画課長は「現在は11月や12月ごろの交通

除雪委託業者後押し

県、少雪に伴い方策検討

県は22日、今冬の少雪に伴い除雪車の稼働率が例年を下回っていることを踏まえ、委託業者の経営支援などを目的とした新たな仕組み作りを検討する方針を明らかにした。少雪時の支援に関する要望を国に行っていく考えも示した。

同日開いた県議会建設常任委員会で委員の質問に答え、角湯克典県土整備部長は「各市町村で実施している少雪対応を踏まえ県として何ができるか考えたい。雪が少ない場合に保険が支払われる金融商品の活用をはじめ、除雪を含め通年で道路を維持する事業の発注など、多面的な方策を検討したい」と説明した。

本年度の除雪車稼働状況は過去5年平均と比べ車道

光反射材の着用や早めのヘッドライト点灯、ハイビームの活用などを呼び掛けている」と答弁した。

(近岡国史)

今月10日時点の除雪費の執行額は約7億円で、少雪だった2015年度と同様の傾向だという。

一方、県は降雪の有無に関わらず業者への支援として、貸与した除雪機の管理

と答えた。

阿部ひとみ委員(無所属)は災害廃棄物処理計画の市町村の策定状況を聞いた。青木政浩廃棄物対策主幹は

費用などとして補償金を支払っている。また深夜から早朝に出勤を判断する情報連絡員の負担を考慮し、担当者の人件費をカバーする仕組みも構築している。

(稲村裕介)

県立高校再編に新基準

3年間めど 魅力づくり

1学年1学級となつていく県立高校(分校含む)の再編整備を巡り、県教育委員会は22日、地元関係者らによる協議会を設置し、3年間をめどに魅力化に向けた取り組みを実施した上で改めて募集停止などを検討する新たな基準を示した。

ルールを緩和し、各学校が魅力づくりに取り組む時間を設けた形。現行は2年連続で入学定員の半分に満たない場合、原則2年後に募集停止としている。

県立高校の再編整備基準の変更案について、パブリックコメントを行った上で、2月12日の県教育委員会で決定する方針。小規模校については国が地域振興の核として質の向上に取り組む方針を示しており、再編基準の見直しを含めて在り方を検討してきた。

協議会は「学校魅力化に係る地域連携協議会(仮称)」とし、地元自治体の意向を踏まえて設置する。町や商工会、学校関係者の

ほか、同窓会やPTA代表らで組織する計画。県と連携し、広報の充実や長期インターシップの実施、住民との対話集会など入学者の確保や学校の魅力アップなどに取り組む。

現在、1学年1学級で2019年度に入学定員の半分に満たなかった県立高校は▽新庄北最上校(最上町)▽新庄南金山校(金山町)▽新庄神室産業真室川校(真室川町)▽遊佐下の4校。現行基準であれば20

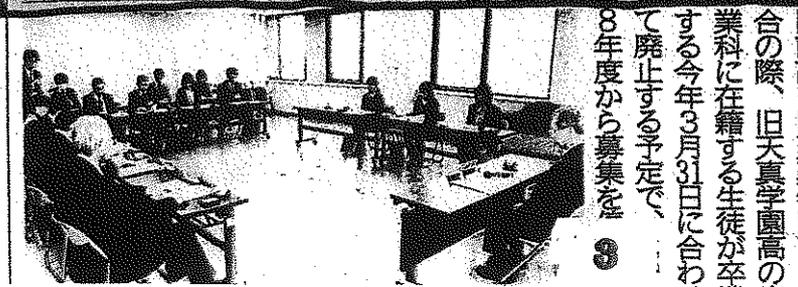
中小企業振興課長は「16日に開設した特別金融相談窓口に開設した特別金融相談窓口への相談はこれまで5件。業種は建設、旅館、整体など。商工会議所には冬物

商業料の廃止や定員減などを承

県私立学校審議会(会長 小山清人山形大学長)が22日、県庁で開かれ、酒田

年度も半分に満たなければ22年度で募集停止、23年度末で閉校の可能性があった。

基準変更後は早ければ20年度に協議会を設置し、22年度までの3年間で魅力化策などを実施。23年度以降も入学者が2年連続で定員の半分に満たなかった場合などに、募集停止や設置主体を含めた学校の在り方を地元自治体と協議することになる。基準変更案は県のホームページで公開し、2月5日まで意見を募集している。問い合わせは高校改革推進室023(630)2493。(近岡国史)



数に聞いたところ、客数1割ほど減というところが多い。観光に関しては少しでも楽しめる冬の魅力も信じていきたい」と述べた。

南高の商業料の廃止や山城北高の生徒定員減に関する学則変更認可など10件を承した。2月中旬に吉村栄子知事に答申する。真。

酒田南の商業料は、旧田南高と旧天真学園高の合の際、旧天真学園高の業科に在籍する生徒が卒業する今年3月31日に合わせて廃止する予定で、8年度から募集を

県立高校再編整備基本計画「県立高校の再編整備に関する基本方針」新旧対照表

旧（改定前）	新（改定後）
<p>(ア) 再編整備による新しい学校づくりなどを通して、高校として望ましい学校規模（1学年当たり4～8学級）を確保し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本とします。なお、1学年当たり4学級を下回る学校については、キャンパス制の導入や地域との連携等により、教育環境の改善に努めます。</p> <p>(イ) 1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じ、<u>更にその2年後に分校とします。</u>ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。</p> <p>(ウ) 1学年当たり1学級の学校[※]については、<u>入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合は、交通事情等の地域の実情に配慮しながら、原則としてその2年後に募集停止とします。</u></p> <p>※ この場合、分校も1つの学校と見なします。</p>	<p>(ア) 改定なし</p> <p>(イ) 1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じます。<u>ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。</u></p> <p>(ウ) 1学年当たり1学級の学校^{※1}については、<u>学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3年間を目処として実施します。</u></p> <p><u>実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合^{※2}は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議することとします。</u></p> <p>※1 この場合、分校も1つの学校と見なします。 ※2 目安として、<u>入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合とします。</u></p>

令和2年度 主な重点事業と取り組み【教育課 学校指導係】

基本施策	概要
1 乳幼児期の教育と子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・保育園・小学校担当者研修会、幼保小連絡会の開催 →講師：遠田 裕子 氏（認定こども園杉の子幼稚園長） ○ペアレント・トレーニング（保護者向け子育て研修）の開催 ○適切な就学に向けた関係機関との連携、就学相談の実施
2 コミュニティ・スクールの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各校での学校運営協議会の開催 →社会教育アドバイザーによる助言と運営補助 ○地域学校協働活動推進員の委嘱（社会教育係） 新規 →コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進 ○地域人材を活用した学習支援塾の開催 →地域おこし協力隊の活用による運営の工夫 ○部活動指導員の任用と活用【現在4名+1名】 →部活動を統括する役割の人材確保、ガイドラインの啓発
3 よりよい生き方を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○全小中学校におけるQ-Uの実施 ○宿泊体験事業（小4：2泊3日、小5：4泊5日、中1：2泊3日） ○ジオパークに関する学習の推進（学習発表会、出前授業） ○「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動の推進 ○地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の委嘱【2名】
4 確かな学力を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師を招いての教職員全体研究会の開催 →講師：長田 徹 氏（文部科学省 国立教育政策研究所） ※テーマ「地域とともにある学校づくり」 ○教育委員会委嘱公開研究発表会の実施（高瀬小） ○教職員による県内外の学校（にかほ市）の視察 ○経営訪問や指導主事訪問（授業研究会）による助言指導 ○諸帳簿点検等訪問の実施 ○子どもの声調査の実施と分析 →「教科が好き」「わかる」を意識した授業づくり ○町学力向上調査研究委員会による研修会の開催 →森本 隆史 氏（筑波大学附属小学校）による示範授業・講演 ※テーマ「教科が好きになる授業づくり」 ○リーディングスキルテスト（RST）の実施 新規 →読解力の把握と指導方法の検証、中1と小中教職員が対象 ○標準学力検査NRT（小2～中3）と知能検査（小3・小5・中1）の実施

<p>5 変化に対応する力を育む教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修会（特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育支援員研修会、教育法規研修会）の開催 ○特別支援教育支援員の配置【小学校と中学校で計14名】 →児童生徒の状況に対応するために2名増員 ○特別支援教育アドバイザー（臨床心理士・公認心理師）の配置【2名】 →派遣回数増加 ○スクールカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）の配置【1名】 →派遣回数増加 ○スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）の配置【1名】 新規 ○教育相談員の配置（県・町各1名） ○適応指導教室の開設（平日の午前中） →中学校の授業日に合わせて通年開設（8・3月も開設） ○教育なんでもダイヤル相談の開設（毎週水曜日） ○新学習指導要領の完全実施に向けた対応（小2020年、中2021年） →教科書採択、移行措置の確実な実施、新教材（プログラミング教育）、学習評価への対応等 ○外国語活動・外国語担当者研修会の開催 ○ALTの配置と活用 ○ICT（情報セキュリティ）担当者会の開催
---------------------------	---

総務学事係 令和2年度 実施計画 一覧

No.	事業名	H31要求額	R2要求額	備考
130	外国人英語助手(ALT)招致事業	11,307	11,550	小学校配置1名、中学校配置1名(民間会社派遣)
131	小中学校管理運営備品整備事業	3,158	1,475	小学校管理備品等(600千円)、中学校管理備品等(875千円)
133	小中学校ICT整備事業	7,671	7,990	電子黒板(高瀬小650千円、吹浦小650千円)、アクセスポイント整備委託(藤岡小1,600千円)、小学校タブレット賃借保守(3,993千円)、中学校PCルームコンピュータ等賃借保守(1,097千円)(3月補正予算)小学校用コンピュータ整備委託(遊佐小14,324千円)、中学校用コンピュータ整備委託(遊佐中32,756千円)
134	特別支援教育支援員等配置事業	25,997	34,394	特別支援教育支援員:14名体制(前年12名)年間207日勤務 ※有資格者確保の課題、R2年度より会計年度任用職員。【地方財政措置あり】 スクールカウンセラー等謝金(特別教育アドバイザー2名分、スクールカウンセラー2名分、ペアレント・トレーニング2名分、スクールソーシャルワーカー1名分)
135	小中学校振興備品整備事業	3,597	3,413	理科振興備品1,050千円【国庫補助30%程】(R2は高瀬小)、中学校楽器トランペット(200千円)購入要望 他
140	中学校施設改良事業	87,300	39,370	【国補助】トイレ改修工事(37,000千円)・監理委託(1,110千円)((H30年度から3カ年計画)、LED照明化工事実施設計委託(630千円)、体育館隣渡り廊下屋根改修工事実施設計委託(630千円)
141	小学校施設改良事業	13,595	26,714	遊佐小体育館東・南・北面外壁工事(11,000千円)・監理委託(330千円)、藤崎小プールライン塗装工事(704千円)、遊佐小外壁木部塗装工事実施設計委託(630千円)、遊佐小学校舎増築工事地盤調査業務委託(ポーリング5箇所:6,000千円)、遊佐小学校舎増築工事基本設計業務委託(8,050千円)
253	小中学校指導書等整備事業	6	7,616	教科書改訂に伴う小学校の先生方の指導者の整備(中学校はR3年度に改訂)
254	スクールバス運行管理事業	60,044	61,088	運行管理者、事務員、整備管理責任者、点呼者、運転手(12人)計16人、バス12台(9路線)の管理費【バス(ポンチヨ)2台分は産業課で単検費用負担】
297	小中学校教師用コンピュータ整備事業	2,825	1,808	サーバー機器保守委託(200千円)、遊佐小学校支援システム使用料(804千円)、遊佐中学校支援システム使用料(804千円)
312	要保護及び準要保護就学援助事業	7,843	7,143	小学校43人、中学校27人で算定
313	中学校給食業務民間委託事業	10,260	14,850	R2年度は単年度契約の予定。

397	元氣な学校づくり推進事業	1,000	1,000	1,000	地域との連携により学校の教育力を高める。特色ある学校づくりの支援。
412	学校給食備品整備事業	7,100	7,100	2,150	遊佐中消毒保管庫(1,700千円)(遊佐中開校当初から使用しており、異音が生じている)、他
580	遊佐高校就学支援事業	11,821	19,073	19,073	【遊佐高校支援の会への補助金】 ①就学支援金@70,000円×40人=2,800千円、②自動車運転免許支援@60,000円×32人=1,920千円、③通学タクシー、4,900千円、④県外志願者支援(9,261千円)、他
650	コミュニティ・スクール推進事業	1,218	1,118	1,118	各学校運営協議会の委員報酬や費用弁償、消耗品費、食糧費
672	特別支援教育就学奨励事業	1,496	1,032	1,032	特別支援学校通学費補助金(タクシー利用分)
673	中学校部活動指導員配置事業	3,210	3,135	3,135	中学校部活動指導員:5人(前年4人)
691	学習支援塾推進事業	1,031	1,321	1,321	中学3年生対象の学習支援塾。9月～2月の土曜日(20回程度)、講師8・スタッフ1謝金、教材消耗品
	計	260,479	246,240	246,240	

1. 令和2年度 社会教育の重点事項と対応について

(1) 生涯学習推進計画の推進について

①全庁的なネットワーク型行政の推進

⇒情報の交流と講座等事業の検討・連携

*生涯学習情報誌発行、庁内事業連携、出前講座活用促進等

②生涯学習情報の提供の工夫と相談体制の充実

⇒人材に関する情報の発信と人材の活用

*生涯学習人材バンクの発信等

③読書活動の推進

⇒町立図書館の利便性の向上と講座等の工夫

*図書館まつり(仮称)の開催等

⇒子ども読書活動の推進

*家庭・学校等・地域の連携事業の推進

④家庭・学校(園)・地域の連携

⇒学社まちづくり連携協働の取組み

*コミュニティ・スクール推進会議等

⇒家庭教育支援、地域での学びの充実

*子育てフォーラム開催、放課後子ども教室等

⑤地域教育力の向上(学び合い、教え合い)

⇒若者リーダーの育成・支援

*少年議会活動、中高生ボランティア活動等

⇒地域人材の掘り起こし、自主的なグループ団体の育成

(2) スポーツ振興の推進について

①生涯スポーツ活動の推進

⇒ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

*ツデーマーチ、各種教室の普及、体力テスト、障がい者スポーツ等

⇒体力向上に向けた子どものスポーツ活動の充実

*総合型スポーツ、スポーツ少年団活動等

②スポーツ環境の充実

⇒行政・学校・地域・関係団体との連携強化

*スポーツ少年団交流、指導者研修、各種大会補助等、

⇒総合型スポーツクラブの運営・活動の支援

③オリ・パラ聖火リレー開催事業

6/8 オリンピック聖火リレー、8/14 パラリンピック聖火採火式

(3) 図書館、体育施設の指定管理について

①基本協定の締結について

⇒定期的な連絡調整会議の開催、指定管理者の研修機会の充実

②総合型スポーツ文化クラブとの連携

(4) 事務改善・体制整備について

①学社連携に係る専門的人材の配置

⇒社会教育アドバイザー2名

②事務事業のアウトソーシング化の検討

⇒事業連携、団体連携、業務委託の活用へ

③地域おこし協力隊の活用 (R2～4年度ホール操作、芸術文化事業、展示事業等)

④地域コーディネーターの人材育成・支援

⇒放課後子ども教室スタッフ研修等

(5) 社会教育施設整備について 主な整備計画 <H31 振興計画計上分>

- ・No.446 社会体育施設整備事業 防火シャッター危害防止装置取付工事
- ・No.487 図書館施設整備事業 図書館LED化更新工事(全館)

令和2年度 文化係 主要事業について

1. 小山崎遺跡の調査・保存・活用について

○今年度の経過

- ・「小山崎遺跡発掘調査報告書 総括編2-」の刊行
- ・令和元年11月 文化審議会答申 国史跡指定へ
- ・令和2年3月 史跡指定(官報告示)
- ・令和2年3月19日 小山崎遺跡国史跡指定記念祝賀会の開催(ボランティア団体の育成も)

○来年度計画

- ・小山崎遺跡保存活用計画策定委員会の立ち上げ(2カ年事業)
- ・小山崎遺跡国史跡指定記念鼎談の開催 6月20日(土)で調整中
- ・小山崎遺跡見学会の実施
- ・出土資料の台帳整備(継続)
- ・調査(発掘・分析、分布調査等)計画の策定及び開発行為に伴う緊急調査への対応

2. 来訪神行事(アマハゲ)のユネスコ無形文化遺産登録(平成30年11月)に関連した事業

○今年度の経過

- ・単独パンフレットの作成(10月)
- ・第60回遊佐町民俗芸能公演会における来訪神行事伝承団体の共演(男鹿市、登米市、滝ノ浦)
- ・来訪神サミット2020 in Oga 及びなまはげ柴灯まつりへの参加(2月)
- ・アマハゲのレプリカの常設展示(歴史民俗学習館) 女鹿2 軀から三集落3 軀へ

○来年度計画

- ・遊佐のアマハゲ保存会の体制強化(吹浦まちづくりセンターや関連組織との連携)
- ・来訪神行事保存・振興全国協議会との連携(仮称:来訪神ガイドブックの作成)
- ・1月の行事の円滑な催行の補助

3. 遊佐町史下巻編さん事業

平成30年6月、町史編さん・編集合同委員会を開催し、下巻編さん事業を再始動。今年度は、合同委員会を1回(10/21)、編集委員会を2回(8/9、12/28)開催した。2回目の合同委員会を3月24日に開催予定。原稿は大分集まってきている。令和2年度中の発刊を目指しているが、1年間繰り延べになる可能性が高い。

4. 遊佐の宝保存伝承事業

① 未来に伝える山形の宝事業

・蕨岡地区まちづくり協会『鳥海山信仰が育んだ蕨岡の歴史と文化』との協働

修験道ウォーク運営の協力、龍頭寺の仏像をテーマにした講座も共催予定

・「海とともに生きた人々の祈り ～遊佐町浜通りの漁業・海運に関わる歴史文化財」

平成31年3月に登録。令和2年度は県の補助金を活用し、町指定文化財の船絵馬の調査保存事業に取り組む。

② 遊佐町指定文化財補助金交付事業

平成31年に制定された遊佐町指定文化財補助金交付事業の第1号に龍頭寺の仁王立像が選定され、阿吽2 軀の修復と固定作業が12月完了。修復の過程で、首の墨書銘により制作年代や仏師等の名前が判明し、11月に実施された特別拝観には多くの見学者があった。今後も年間1件程度助成できるよう募集する。

5. 旧青山本邸の企画展(入館者増加対策)

① 令和元年6月まで:「遊佐と庄内の刺し子」

② 令和元年9月:「椿の会 作品展」

③ 令和元年10月から:「青山家と鯿」

○ 令和2年度も一部展示替え、10月手工芸グループの展示

ゆざ学講座(北海道余市水産博物館長を講師に招聘予定)